

(仮訳)

放射線モニタリング及び除染の分野における協力に関する福島県と国際原子力機関との間の実施取決めの第1回修正

この放射線モニタリング及び除染の分野における協力に関する実施取決めの第1回修正は、国際原子力機関（住所：オーストリア国、郵便番号1400、ウィーン市ウィーン国際センター私書箱100。IAEA憲章によって設立された政府間機関）（以下「IAEA」という）及び福島県（住所：日本国、郵便番号960-8670、福島県福島市杉妻町2-16）との間でなされるものである。以下、IAEA及び福島県はそれぞれ個別に「当事者」といい、合わせて「両当事者」という。

放射線モニタリング及び除染の分野における協力に関する実施取決めには、2012年12月6日にIAEAが、2012年12月14日に福島県が、それぞれ署名した（以下これを「実施取決め」という）。

両当事者は実施取決めに修正することを望んでいる。その修正とは、実施取決めのパラグラフ2（「協力の範囲」）のプロジェクトを再構成するものである。

したがって両当事者は、ここに以下のとおり合意する。

1. 実施取決めパラグラフ2（「協力の範囲」）の最初の箇条書きを、次のとおり修正する。

「・放射線モニタリングに関する調査研究（無人航空機を用いた環境マッピング技術の活用、森林における放射性物質の長期モニタリングとその対策、及び分かりやすいマップ作成のための放射線モニタリング・データ活用上のIAEAの支援を含む）」

2. 実施取決めのうち、この第1回修正の第1条に示されるものを除くその他すべての規定は、引き続き有効に存続するものとする。
3. この第1回修正は両当事者による、または両当事者を代理する者による最後の署名の日に効力を発生し、実施取決めの期間中有効に存続するものとする。

国際原子力機関のために

(署名)

(氏名及び肩書き)

ホアン・カルロス・レンティフォ
事務次長
原子力安全・核セキュリティ担当

(場所及び日付)

福島県のために

(署名)

(氏名及び肩書き)

尾形 淳一
生活環境部長

(場所及び日付)